

症例一覧及び臨床報告記載要領

記載内容に不備がある場合等には、委員会より書き直しを求めることがあります。

予めご了承ください。提出された書類は、専門医・認定医の受験・更新手続きにおける審査を目的として使用し、一切公表せず、目的の範囲を越えて使用することはありません。患者の個人情報は厳重に管理します。また、書類の返却はいたしません。

症例一覧及び臨床報告 共通事項

I 用紙について

- ・下記の該当する箇所をご確認ください。

〔A〕専門医新規受験者	症例一覧（様式第 3A 号）5 枚、臨床報告（様式第 4A 号）10 枚
〔B〕専門医更新申請者（2 回目まで）	症例一覧（様式第 3B 号）5 枚、臨床報告（様式第 4B 号）10 枚
（3 回目以降）	症例一覧（様式第 3B 号）3 枚
〔C〕認定医新規受験者	症例一覧（様式第 3C 号）3 枚、臨床報告（様式第 4C 号）5 枚
〔D〕認定医更新申請者	症例一覧（様式第 3D 号）3 枚

- ・様式は申請時で最新のものを使用してください。本学会 Web サイトから Excel 形式でダウンロードしてください。 <http://www.jsom.or.jp/medical/specialist/tetsuzuki.html>

（「医療関係者の方へ」→「専門医になるには」→「専門医試験・認定医試験」または「各種手続き」）

II 申請に関して

- ・ワープロやタイプなどの活字によるものでお願いします。
- ・症例は印刷物に加え、CD 等のメディアに保存したものを併せて提出してください。データ及びメディアには氏名と資格番号（または会員番号）を記載してください。
- ・印刷物は記載内容が正しく印刷されているか確認して提出してください。入力漏れや文章が途中で切れている等、内容が正しく印刷されていない場合は、減点または不合格の対象になります。
- ・印刷物は A4 サイズ片面印刷でお願いします。
- ・下記の該当する申請者番号を記載してください。

各番号は宛名ラベル、学会 Web サイト会員マイページ、認定証等で確認できます。

〔A〕専門医新規受験者	会 員 番 号（7～8 桁の連続する番号 例；21098756）
〔B〕専門医更新者	専門医番号（上 2 桁ハイフン下 4 桁の番号 例；99-9999）
〔C〕認定医新規受験者	会 員 番 号（7～8 桁の連続する番号 例；26513555）
〔D〕認定医更新者	認定医番号（上 2 桁 K 下 4 桁の番号 例；88K7777）

- ・所属機関名は、申請者の主たる勤務先を記載してください。治療機関名は、所属機関名と異なる場合のみ、その患者を診療した病院・診療所などの名称を記載してください。
- ・申請の際は、ホチキス留めやのりづけはせずに、様式ごとに症例番号順に揃え、他の書類と共に書留郵便などの追跡可能な発送方法で提出してください。

提出先：〒105-0022 東京都港区海岸 1-9-18 国際浜松町ビル 6F

一般社団法人日本東洋医学会 専門医制度委員会 宛

Ⅲ 症例選択について

- ・漢方医学的治療が有効であった症例のみを選択してください。
- ・自分が主治医として処方や取穴を決定した症例のみとしてください。自験例は不可です。
- ・同一患者で期間を重複（または連続）して複数の処方を使用した場合は、1例として報告してください。
- ・既発表の症例でも結構ですが、雑誌の別刷などのままでは受け付けません。提出は本書式に限ります。
- ・症例は、できる限り広範囲の分野にわたることが望まれます。耳鼻科、眼科、皮膚科などの分野が偏りやすい診療科の場合は、治療の主たる領域以外への波及効果についても記載し、漢方医学的に多岐にわたって診療していることをお示してください。

例；アトピー性皮膚炎の治療で同時に月経困難症が改善した、副鼻腔炎の治療で便秘が治った

- ・下記の該当する症例を選択し、治療開始年月日と治療終了年月日を西暦で記載してください。

〔A〕専門医新規受験者・〔C〕認定医新規受験者 本学会員として在籍後のもの。

〔B〕専門医更新申請者・〔D〕認定医更新申請者 現在の資格認定期間中のもの。

治療開始日が上記期間より以前のもので、治療終了日が上記期間内であれば選択可能です。

- ・既に新規受験・更新申請で選択した症例は選択できません（例：認定医試験の受験で選択した症例は、専門医試験の受験では選択不可）。但し、不合格となり再度同じ試験または更新審査に申請する場合は、前回の申請で選択した症例を再度選択することは可能です。

- ・原則として、湯液での治療症例を選択する場合は、生薬を組み合わせで処方した症例を記載してください。また、医療用漢方製剤での治療症例を選択する場合は、医療用医薬品の添付文書に「調剤用」とあるもののみを単独で処方した症例は、できるだけご遠慮ください。

- ・鍼灸治療と湯液治療の併用例は、できるだけご遠慮ください。
- ・専門医新規受験者の症例の印刷物は、指導医が確認して署名（自筆）したものを提出してください。

Ⅳ 症例の記載について

- ・症例一覧記載例および臨床報告記載例を参照してください。
- ・各症例の治療機関名は、所属機関名と異なる場合にのみ記載してください。
- ・患者情報は、カルテ番号・年齢・性別を記載してください。カルテ番号で管理していない場合は、その旨を書き添えて、どのカルテかわかるような一覧表を作成してお手元に保管してください。
- ・患者の特定につながる患者名及びイニシャル、生年月日、居住地、職業は記載しないでください。
- ・治療期間は西暦で記載し、治療終了または治療中のいずれかを選択してください。治療中の場合は症例記載日を治療終了年月日として記載してください。

- ・漢方医学的用語の使用にあたっては、本学会出版物（漢方用語辞書など）を参考にしてください。
- ・診断は、できるだけICD10（国際疾病分類：財団法人医療情報システム開発センター編集『標準病名集』として発刊）に準拠した診断名を記載してください。俗称、略語は避けてください。但し、漢方医学独特の診断は除きます。例）冷え症、虚弱体質、冷えのぼせ

- ・略語、単位、漢方処方名については日本東洋医学雑誌の投稿規程に準じます。

（参照 <http://www.jsom.or.jp/medical/magazine/toukou.html>）

- ・処方、取穴は有効であったと判断したもののみを記載してください。
- ・医療用漢方エキス製剤は、製品番号ではなく、製薬会社名、処方名、用量及び用法を記載してください。
- ・煎じ薬（湯剤）の場合は、一日分の生薬のグラム数も「処方または取穴」欄に記載してください。

例）木防已湯加味 石膏 10g 桂皮 3g 防已 4g 人参 3g 大黄 0.5g

臨床報告に関する事項

V 申請の記載について

- ・全体が1枚に収まるように記載してください。やむを得ず2枚にわたってしまう場合は、2枚目には氏名、申請者番号、症例番号を必ず記載してください。
- ・症例番号は、様式第3号の症例番号と異なって結構です。

VI 症例選択について

- ・〔A〕専門医新規受験 : 50 症例の症例一覧から 10 例を選択してください。
- ・〔B〕専門医更新申請（2 回目まで） : 50 症例の症例一覧から 10 例を選択してください。
- ・〔C〕認定医新規受験 : 30 症例の症例一覧から 5 例を選択してください。
- ・単一処方による治験例を半数以上としてください。併用の場合には、併用の根拠を記載してください。
- ・同一処方の症例は避け、同一疾患で且つ同一処方（同一取穴）の症例は1例のみにしてください。
例）かぜ症候群に葛根湯の症例は1例のみ
- ・専門領域のみに従事している場合を除き、感冒、便秘症など日常よく見られる疾患の症例を専門医は半数以上としてください。

VII 症例に関する記載について

- ・現病歴には発症の時期、受診日までの時間的経過及び治療歴（ある場合）を記載してください。
- ・西洋医学的所見は、受診時現症、身体所見や検査結果などについて簡潔にまとめてください。

漢方医学的所見について

- ・望診については、体格、顔色、皮膚所見、くま、細絡、甲錯など、適切に記載してください。
- ・問診については、便通、尿の量と回数、月経について、冷えやのぼせ、発汗の有無、イライラ、抑うつ感、不安感など、適切に記載してください。
- ・脈診については、浮沈、虚実、緊緩、大小、数遅、滑澁など、適切に記載してください。
- ・舌診については、舌色、舌苔、舌形など、適切に記載してください。
- ・腹診については、腹力、心下痞硬、胸脇苦満、心下振水音、腹直筋攣急、腹部動悸、小腹不仁など、適切に記載してください。
- ・所見を認めない場合についてもその旨を記載し、処方選択及び鑑別に必要となる全ての所見を記載してください。

経過について

- ・処方名、用量、用法及び治療日数を記載し、症状の改善についても適切に記載してください。

考察について

- ・400～800 字程度で詳述し、漢方医学的にどのように病態を捉えるか及び処方を選択した漢方医学的診断に基づく理由を簡潔に記載し、その症例が有効であったと判断した根拠を記載してください。
 - ・原典とその主要な条文を記載し、必要があれば文献も引用してください。
 - ・選択した症例における鑑別処方を挙げ、各処方の鑑別点なども記載してください。
 - ・西洋薬との併用の場合は、漢方医学的治療が有効であったと判断した根拠を記載してください。
- 必要に応じて、診療録の内容を確認させていただくことがあります。